

平成 16 年度 6 月議会 一般質問

平成 16 年度 6 月議会一般質問内容：(クリックすると内容をご覧いただけます)

- 1 . 治水事業について
- 2 . 市民活動災害補償保険制度の設置について
- 3 . 移動図書館の廃止について
- 4 . 予防接種の改善について
- 5 . トイレの改善について

1 . 治水事業について

梅雨のこの時期になりますと、2 年前の 7・10 豪雨災害が思い起こされます。荒崎地区をはじめこの地域に大きな被害をもたらしたあの水害は、私にとってははじめての体験で、治水について考え勉強する契機になりました。知れば知るほどこの地で長年治水に取り組んでこられた方々のご苦勞が身にしみるところです。先日は、水防工法大会が開かれ、はじめて拝見させていただきましたが、皆様のご苦勞を改めて感じたところです。

さて、私の質問は基本的なことです。この地域の治水事業について課題は何なのか、分っていないところもあるかと思しますので質問させていただきます。

- 1) 本市は 14 の一級河川が集中するなど昔から水のかかわりは避けて通れない地理的条件により治水対策は常に第一義的な課題でありました。そして近年は都市化が進むにつれて新しい課題も発生し、常に水には悩まされてきました。まず、この地域の治水事業についての課題と対策についてお答えください。
- 2) 現在、進められています河川改修工事の進捗状況をお答えください。
7・10 水害の後、国土交通省に陳情に行った時、担当者は予算を集中して対応するというお返事でした。その後、国土交通省および岐阜県管轄の河川改修工事が進んでいます。ただ今年度の国の予算では、河川改修などに対する国庫補助金が大幅にカットされ、この地域の河川改修が予定通り行われるのか心配する声が出ていました。今進められている河川改修工事が予定通りに進んでいるのかお聞かせください。
- 3) 岐阜県の水防計画で指定されている重要水防箇所が 71 箇所あります。河川改修でどれだけ解消されるのか、お聞かせください。

回 答

大垣市の治水対策につきましては、市民の生命と財産を守り、明るく豊かな住みよい都市づくりのため、内水排除を主体とし昭和 51 年 4 月に『大垣市排水基本計画』を策定いたしました。

この基本計画に基づき同年、第 1 次治水五ヵ年計画から現在まで、計画的かつ効率的な治水事業の推進に努めてまいり、市民の方々をはじめ国、県関係機関のご協力を得て一定の成果を上げています。

しかしながら『大垣市排水基本計画』策定時と、現在の土地利用形態は、予測と異なり都市計画道路の整備、大規模住宅開発等が進展しており、さらに、集中豪雨や継続降雨等、降雨状況も大幅に変化しております。

これらの要因により、排水施設の整備が進んだ現在においても浸水被害の解消が出来ない状況が生じております。

このような状況の中、水害に対してさらに安心・安全な環境を目指し、平成 15 年より 3 か年で『大垣市排水基本計画』を見直して、効果的、かつ効率的な内水排除施設の整備を進めてまいります。

次に、河川改修工事の進捗状況ですが、揖斐川は、河道掘削が福東大橋から大垣大橋付近までの間で平成 19 年度完成を目途に計画されており、現在下流から難波野地内付近まで実施され、護岸工事につきましても、鋭意進められております。

杭瀬川で実施されている改修事業は、平成 2 年度から近鉄橋梁部の拡幅工事が進められ、高淵地内および横曽根地内の狭窄部の解消が進み、現在、相川合流点から下流において平成 19 年度を目途に河道掘削、堤防拡幅、護岸工事等が進められております。

大谷川等の河川改修については、「床上浸水対策特別緊急事業」などにより用地買収、堤防拡幅、橋梁架替等の工事が、平成 19 年度を目途に実施されております。

次に、重要水防箇所についてでございますが、重要水防箇所とは、好事による被害を未然に防ぐために河川管理者が洪水時に際して、水防上特に注意を要する箇所を定め、洪水時には河川巡視を行うとともに、水防団による水防活動と合わせて対応する箇所です。

重要水防箇所の解消につきましては、将来計画規模の河川改修が実施され、さらに安全が確認されないとその解消は難しいと聞いております。

今後とも、この地域の治水対策が推進されるよう、国土交通省・県等関係機関に要望してまいります。

2 . 市民活動災害補償保険制度の設置について

ある方から、「元気で長生きできる高齢化社会にするため、高齢者のスポーツ人口を増やすことが大切で、軽スポーツを普及させたいが事故が心配」ということでした。日頃運動していない方だと、ちょっとしたことで事故につながり、主催者側の善意も仇となってしまいます。何か保険がかけてあれば企画する方も安心して取り組めるということでした。

そこで、このような市民活動について、他の活動はどうなっているのか調べてみると、いろいろ問題を抱えていることが分ってきました。例えば、地域で行っている側溝のそうじとか、堤防の草刈など、地域全体が高齢化してきており、大変ということでした。そしてこうした活動に保険をかけている自治会もあれば何もないところもあるのが実態でした。

このような市民による活動中に事故となり、指導者や主催者に賠償責任が生じる場合、どうするのか。これからの時代、ますます市民参加型の活動が活発になっていくと思い、他の自治体ではどうか調べてみました。

資料は可児市の「ふれあい保険」ですが、これを見ますと、自治会活動、社会福祉奉仕活動、PTA や子ども会活動、各種スポーツやレクリエーション活動など、すべての市民団体の活動中に起きた事故に対して補償する内容になっています。

本市におきましても、市民活動の健全な発展を支えるために、市民活動災害補償保険制度を設置してはいかがでしょうか。

回 答

本旨では、自治会や各種市民団体、ボランティアなど多くの皆さんが、支えあい、相互に補完しあって達成していくことを通じ、心のふれあいと満足度を高めていく、協働の地域社会づくりを進めております。

地域における市民活動の不慮の事故に対しては、市が主催または共催する事業を対象に、全国市長会市民総合賠償補償保険を活用し補償しております。

また、市民活動団体が主催する事業に対しては、福祉、スポーツ、イベントなど、それぞれ主催する団体において、ボランティア活動保険及び行幸用保険、スポーツ安全保険、普通傷害保険などに自主的に保険加入して対応していただいております。

市民活動団体で保険に加入せずに事業を行われる方に対しては、保険加入していただけるように啓発に努めてまいります。

3 . 移動図書館の廃止について

移動図書館「いずみ号」の廃止を聞いた市民の方から、いずみ号の存続を求める声はいくつか届いています。1例をあげますと、これは21歳の若いお母さんからの手紙ですが、・・・

親子2代、いずみ号の図書の利用者で、お母さんからの絵本の読み聞かせの体験があり、読書の楽しみを知ったということです。そして、子どもが生まれ我が子にも本を読んであげたいと、いずみ号で本を借りるようになったとのことです。しかし、いずみ号が廃止されてしまうと、子連れで図書館までは難しく、ゆっくりと本を選ぶことも難しいとのこと。移動図書館なら子どもが寝ている間にちょっと行くこともでき、選ぶのも簡単ということでした。

その他にも、いずみ号を利用している年金生活者の方や1日中店番をしている雑貨屋さんの奥さんなど、図書館まで行きたくても足がなかったり、図書館までいく時間がとれない人々にとっては、移動図書館のいずみ号は大変ありがたいものです。

平成15年度の大垣市図書館要覧をみますと、基本方針の中には「住民・利用者の実態とニーズを的確にとらえ『くらしに役立つ、市民のための図書館』をめざし、きめ細かな情報提供をはかる」と謳っており、重点施策の中では、「移動図書館いずみ号のステーションを適正に配置し運用する」と位置付けてあるのに、平成16年度の8月には廃止と出され、いずみ号を楽しみにしてきた市民にとっては「寝耳に水」という状態だったわけです。

そこで、お尋ねしますが、どのような経過で、移動図書館の廃止が打ち出されたのですか？また、廃止の理由はなんですか？

回 答

移動図書館「いずみ号」は、昭和41年に読書サークルの育成を目的にスタートしましたが、すべての市民の皆さまに、いつでも身近に必要とする除法が受けられるように、巡回の場所や時間、回数等の見直しをはかりながら、地域での図書サービスをおこなってまいりました。

しかし、近年、昼間の在宅者の減少や子どもの数の減少、テレビ・パソコンから情報を得られることなどにより、移動図書館の利用者の減少に伴い、貸し

出し冊数が減少してまいりました。平成 5 年度の 84,547 冊の貸し出しに対し、平成 15 年度は 33,531 冊と 60 パーセント減の実績となっております。

事業開始時に比べ、市民の学習ニーズの高度化、多様化に伴い、移動と Y 蘇間の運用が社会の実情にあわなくなり、啓発活動や巡回数、稼働日数を増加しても、利用者の減少や事業効果の改善を期待するまでにいたっておりません。

このような状況の中、行政改革推進審議会の意見をふまつつつ移動図書館の見直しを進めてまいりました。その結果、移動図書館車の更新時期を機に、平成 16 年 8 月をもって移動図書館を廃止したいと考えております。

今後は、新しい図書館のあり方として、地区センターや公民館等にある図書に図書館の図書を加えてさらに充実することや新しい図書館サービスなどを実施し、市民生活に密着した図書館運営をしてまいりたいと存じます。

再質問

ご答弁では、「市民の学習ニーズの高度化・多様化で移動図書館の運用が社会の実情にあわない」ということですが、確かに時代の変化とともに、それに対応する図書館事業のあり方を考えていくことは大切です。

しかし今回は、移動図書館の廃止が打ち出されただけで、今日の図書館事業の課題と対応策が提示されず、ただ利用者が減ってきているから、時代にあわないから廃止するでは納得がいきません。しかも、平成 14 年のデータでは約 7500 人の方が利用し、36000 冊をこえる本が貸し出されています。この 7500 人の利用者たちを切り捨てるということですか。

確かに IT 化など、市民の情報の得かたは変化してきていると思いますが、しかし、IT 人口はまだまだ少ない。そして IT 化に取り残されている人々にこそ手を差し伸べることが行政の役割で、まだ 7500 人の人が、いずみ号を当てにした生活を営んでいるわけです。利用者の多くは本館まで出向くことができない高齢者の方も多いと思います。最も IT 化から取り残されている世代ではないでしょうか。

また、いずみ号で貸し出される 36000 冊の約 6 割は児童書です。子どもの読書活動を推進すると言う視点からも、いずみ号の廃止は逆行します。岐阜県教育委員会は、平成 16 年度「子どもの読書活動推進計画」が立案されていますが、そこでは、「子ども達のそれぞれの成長段階に応じて、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成や確立、そして自主的な読書活動に至るまで、家庭や地域と学校がそれぞれの役割を果たしていく」ことを提唱しています。地域の子供達の居場所となる児童館はなく、地区センターも日常的にはまだまだ子供達の居場所にはなっていない現状では、県教委の読書活動推進計画の狙いと

する「読書のきっかけづくりから読書習慣の形成や確立」を進めるうえで、地域の中での活動としては移動図書館の存在は大きいと思います。

そこで、お聞きしますが、ご答弁では「地区センターや公民館などの図書を充実させる」ということですが、現在どれだけの地区センターや公民館に図書コーナーがあり、図書館の本を提供していますか。移動図書館が果たしてきた役割がこれでカバーできるものでしょうか？

再質問の 2 点目と致しまして、いずみ号の廃止をしばらく伸ばせないかということです。

今年の図書館関連の予算をみますと、重要政策課題として「ブックスタート事業」の新設で 160 万円が計上されておりました。しかし、図書館事業全体の予算を調べてみますと、今年は前年度と比べて 4500 万円も減らされておりました。減額の多くは人件費のようですが、移動図書館事業は平成 14 年度 43 万 7 千円、平成 15 年度 35 万 2 千円、そして今年は移動図書館の項目が無くなっていました。予算計上ゼロです。

今年の重要政策課題の「ブックスタート事業」の事業概要には、「4 ヶ月児健康診査に参加した親子に対し、指導員が絵本を配布し、「赤ちゃんの本の時間を持つことの大切さ」を伝え、絵本を通じて親子の絆を深めるきっかけづくりをする」あります。ブックスタート事業が良くないといっているのではありません。しかし、4 ヶ月児にこれを実践するにはあまりにも早すぎます。ただ本を配布するだけです。これだけでは子ども達の読書活動の定着化にはなりません。一方、移動図書館は、50 万円に満たない予算ですが、40 年近く市民に良い本を届ける活動を行い、読書活動の定着に貢献してきました。今のままで、移動図書館が廃止されれば、7500 人の利用者を切り捨てることになり、今まで培ってきた移動図書館の活動が崩されることとなります。せめて、今の利用者の人たちが、地域で気軽に今までと同じような図書サービスが受けられるように体制が整うまで、移動図書館事業を存続させることはできないものでしょうか。

いずみ号が更新の時期とはいえ、車検をうければしばらく存続させることが可能ではないでしょうか。そして、その間に地区センターなどでの図書サービスを充実させ、移動図書館が培った地域の図書人口を維持させたまま、その役割を終えるというのは、いかがでしょうか。

回 答

地区センターおよび公民館の図書コーナーについては、興文地区センター以外は全て設置されています。

地区センターや公民館独自で保有している図書の冊数は、15 施設でおよそ 8,000 冊あり、また、図書館から地区センターや公民館に貸し出している冊数は、11 施設、3,245 冊で、あわせて 1 万 1 千冊ほどです。

今後は、図書館から図書の貸し出しをしていない施設につきましても、各施設の運営委員会等と連携しながら、規模に応じて図書コーナーを充実してまいりたいと存じます。

また、新しい図書館サービスとして、情報を求める市民の身近な施設で図書館サービスが受けられるよう、地域での図書館サービスを充実してまいりたいと考えております。

4 . 予防接種の改善について

若いお母さんから、予防接種についてのメールをいただきました。「大垣市は他の自治体と比べて予防接種の回数が少ないので、子どもが病気でその時期をはずすと、BCG などはへたをすると 2 歳半まで待たなければならない」というものでした。このメールをきっかけに、他の自治体と比べてみました。それが資料 です。

大垣市の場合、BCG の集団接種は年に 1 回だけで、5 月しか接種チャンスがありません。他の予防接種も、医療機関委託でも接種期間や対象年齢が限定されます。赤ちゃんや幼児をもつ若い夫婦にとって、すべての予防接種をクリアするのは、大変な作業です。ましてや両親共に働いている場合、予防接種のスケジュールの調整が大変で、私も子どもの状態と自分の仕事のやり繰りで四苦八苦しした経験があります。もう少し利用しやすいように、予防接種の改善を求めます。

回 答

市では感染症の予防を図るため、予防接種法並びに結核予防法に基づき、乳幼児期から各種の予防接種を実施しております。

そのうち、三種混合、麻しん、風しん及び日本脳炎は、各医療機関での個別摂取、また、ポリオ、BCG につきましては、集団接種で行っております。

国の予防接種ガイドラインでは、生ワクチンを使用しているポリオや BCG などについては、接種後 4 週間以上の間隔を必要としております。市では、年間を通して、個別接種と集団接種を組み合わせ、効率よく実施するとともに、予防接種の事故坊に努めております。

しかしながら、4月のポリオの接種期間の延長と、5月のBCGの接種機会の増加につきましては、市民からの要望も多いことから、現在検討しているところでございます。今後は、医師会とも協議してまいりたいと存じます。

なお、未接種の方には、3歳児健康診査や就学児検診の機会に予防接種歴を確認し、接種勧奨を行っております。

5. トイレの改善について

これも、小さなお子さんをもつお母さんの願いです。子連れで外出する時は水分調整をしないと大変、「おやこで入れるトイレが欲しい」というものです。これは母親だけではなく、赤ちゃん連れの男性にも当てはまることです。

最近では、身障者用のトイレが広がり、高齢化と共に公的施設のトイレを洋式に切り替えているところも増えているようです。しかし、まだまだ、赤ちゃん連れで社会活動に参加する世代の視点で、公的施設のトイレを見た場合、その環境整備は不十分です。

赤ちゃん連れで市役所に来た若いお父さん、男性用トイレにはベビーシートもベビーチェアもなく大変困ったとのことでした。

資料にありますのは、沼津市のHPからとった「親子で入れるトイレ」の資料です。ベビーシート、ベビーチェア、そして、車椅子用や男女兼用といった多目的トイレ1つあれば対応できると思います。

子育て支援の町づくりを目指す大垣市としましても、まず市役所など公的施設から親子で入れるトイレの整備をお願いします。

回 答

本市では、平成10年に策定いたしました「障害者福祉計画」や県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設については、車椅子利用者にも対応できるトイレの洋式化を進め、現在では、ほとんどの施設で整備されております。

ご要望の乳幼児を連れて利用できるトイレへの改善は、親子で気軽に安心して社会参加できる「子育て支援策」の一つと考えております。

本市の公共施設のトイレにつきましては、スイトピアセンター学習館や情報工房などの新しい施設は、子ども連れ対応仕様に整備してございます。

また、市役所1階女性トイレには、おむつ交換ができるようにベビーベッドを備えるなどの配慮をしておりますが、古い施設は、構造上や施設規模などの制約もあり、未整備のところもございます。

今後も、子ども連れ、高齢者、障害者など、多くの方が気軽に利用できる施設への改善に努めてまいりたいと存じます。